

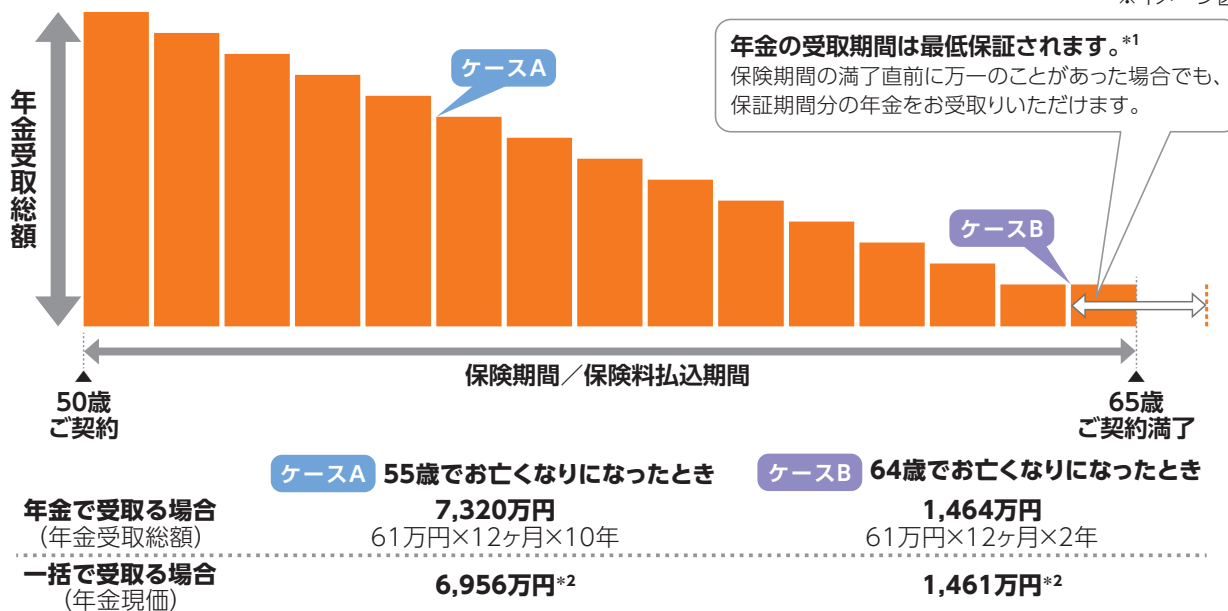
# 収入保障保険

- 1** 保険料の負担を抑えながら、**合理的に保障を確保できます。**  
※保険期間の経過に応じて保障額が減少していくため、その分保険料が割安となっています。
- 2** お受取方法は毎月の**年金受取**または**一括受取**をお選びいただけます。
- 3** ガンと診断されたときや急性心筋梗塞・脳卒中により手術を受けたときには、**将来の保険料のお払込みが免除**されます。  
※特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合

## 【ご契約例】

性別・年齢：男性・50歳 保険期間／保険料払込期間：15年 保証期間：2年  
年金月額：61万円(初年度年金現価：101,231,330円) 月払保険料(口座振替扱)：25,925円

※イメージ図



\*1 保険料通減払込方式に関する特則を適用した場合、保証期間はありません。

\*2 万円未満は切捨てて表示しています。

※この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

## ●年金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする年金および年金額は、下記のとおりとなります。

お支払事由	お支払いする年金	お支払額
死亡されたとき	収入保障年金	年金月額
所定の高度障害状態となられたとき	高度障害年金	

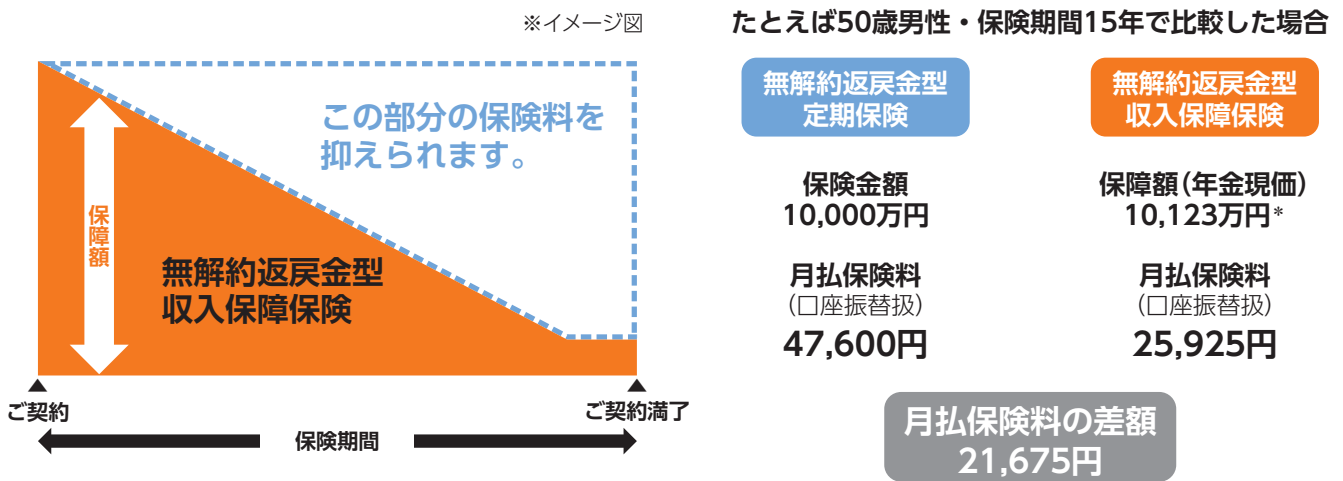
※死亡・所定の高度障害状態になられたときに第1回年金をお支払いし、以後第1回年金支払日の月単位の応当日に毎月年金をお支払いします。

※毎月の年金のお受取りに代えて、一括でお受取りいただくことも可能です。全部を一括受取りしたときは、ご契約は消滅します。

※収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。

## ●保険料の比較

保険期間の経過に応じて保障が減少していくので、その分保険料が安くなります！



\*年金現価による一括受取額です。万円未満は切り捨てて表示しています。

※上記は契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間を同一、保険料払込方法を平準払とし、無解約返戻金型収入保障保険の契約時の一括受取額(年金現価)と、無解約返戻金型定期保険の保険金額が同程度となるよう比較しています。

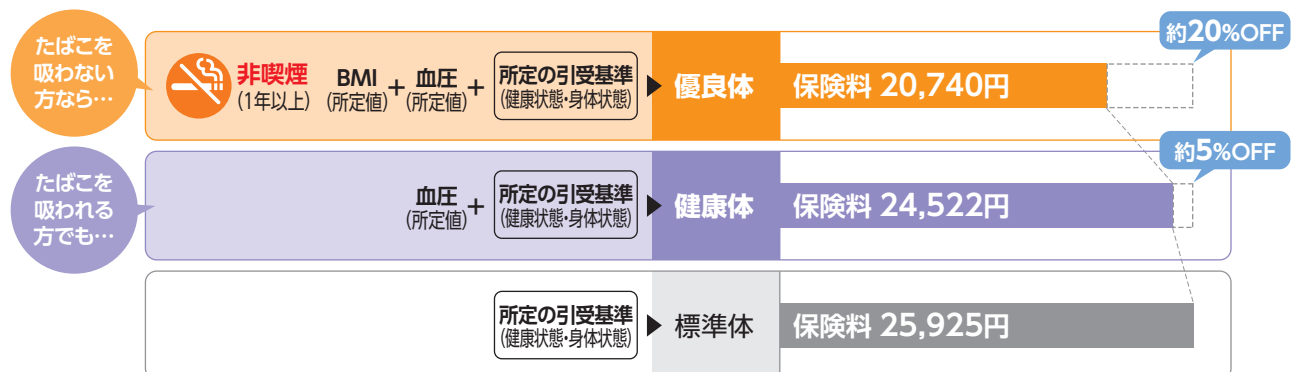
## 割引

健康状態により、保険料が割引になることがあります。

「優良体料率適用特約(以下優良体)」、「健康体料率適用特約(以下健康体)」を付加することができます。

●P1のご契約例の場合

※イメージ図



※保険料、割引率はご契約内容などによって異なります。

※特約の付加には所定の条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 特則 1

# 保険料払込方式は平準払と逓減払\*からお選びいただけます。

### 平準払

保険料が保険料払込期間を通じて一定です。

### 逓減払\*

保険料が、契約後2年目から毎年減少し、最終保険年度は初年度の20%相当額となります。

\*保険料逓減払込方式に関する特則を適用した場合  
※特則を適用した場合、保証期間はありません。  
※お取扱いについてはエヌエヌ生命所定の制限があります。

### ●保険料比較 (P1のご契約例と同条件で特則を適用した場合) (単位:円)

保険年度	平準払		逓減払*	
	月払保険料	保険料累計額	月払保険料	保険料累計額
1年	25,925	311,100	38,552	462,624
5年	25,925	1,555,500	29,768	2,049,600
10年	25,925	3,111,000	18,788	3,440,400
15年	25,925	4,666,500	7,808	4,172,400

## 特則 2

# ガン・急性心筋梗塞・脳卒中になったとき 保障はそのまま! 以後の保険料が免除される特則があります。

「特定疾病保険料払込免除特則」を付加すると、免除事由に該当したときは、以後の保険料が免除されます。

### ●免除事由



ガン\*  
(悪性新生物)

ガンの責任開始日以後で  
初めてガンと診断されたとき



※イメージ図



急性心筋梗塞

手術を受けたとき



または  
初診日から60日以上  
の労働制限が続くとき



脳卒中

または  
初診日から60日以上  
の言語障害や麻痺などが続くとき



\*「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」はのぞきます。  
また、ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。  
※この特則を適用した場合、災害割増特約、新特別条件特約を付加することはできません。  
※お取扱いについてはエヌエヌ生命所定の制限があります。免除事由など特則について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 参考 税務のお取扱いについて

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】 ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

※イメージ図

●最高解約返戻率が50%以下の場合、保険期間を通じて  
保険料は全額損金算入となります。  
(法人税基本通達9-3-5)

最高解約返戻率が50%以下の場合

保険料

全額損金算入

保険期間

●毎月年金を受取った場合、年金は受取りのつど、雑収入として益金に算入します。  
※年金を一括で受取った場合、全額(年金現価)を雑収入として益金に算入します。

ご契約時だけでなく、その後も! 環境の変化に柔軟に対応することができます。  
お役立ちガイドをご用意していますので、ぜひご覧ください!



## ●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～75歳	年金月額	10万円～(単位:1万円)*
保険期間/ 保険料払込期間	5年～35年満了		

\* 年金月額の上限は、ご契約時の年金現価に換算して9億円とします。なお、ご契約時の年金現価は保険期間により異なります。

※年金月額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

**エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00～17:00  
(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

## 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

詳しくはWebで!



私たちは「中小企業サポーター」です。  
社長と会社の今と未来を守る生命保険会社であることを目指します。



〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

## エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア44F  
TEL.03-6892-1986  
<https://www.nnlife.co.jp>